

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第191回） 議事要旨

1 日 時 平成26年1月15日（水）13時30分から15時10分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、西山委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 山田事務室長、石本事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、持ち回り審議を行った3事案（厚生年金事案2件、国民年金事案1件）の決定文を読み上げ、内容の確認を行った後、継続2事案（いずれも厚生年金事案）と新規6事案（厚生年金事案5件、国民年金事案1件）を審議した。

継続事案2事案（厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、案文作成を行うこととなった。

また、新規6事案のうち、3事案（全て厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、3事案（厚生年金事案2件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要が無い方向で決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年1月28日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第193回） 議事要旨

1 日 時 平成26年1月16日（木） 14時00分から15時10分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、吉田委員、吉井委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 藤田事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案確認

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続2事案（ともに厚生年金事案）と新規4事案（厚生年金事案1件、国民年金事案3件）を審議した。

継続2事案については年金記録を訂正する必要性無いことを決定した。

新規4事案のうち、2事案（ともに国民年金事案）については年金記録を訂正する必要がある方向で、2事案（厚生年金事案1件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要性無い方向で、それぞれ決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年1月30日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第192回） 議事要旨

1 日 時 平成26年1月28日（火）13時25分から15時20分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、藤目委員、西山委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 山田事務室長、石本事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続8事案（厚生年金7事案、国年事案1事案）と新規4事案（厚生年金3事案、国民年金1事案）を審議した。

継続事案のうち5事案（全て厚生年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんすることを、3事案（厚生年金2事案、国民年金1事案）については年金記録を訂正する必要性が無いことを、それぞれ決定した。

また、新規4事案のうち、1事案（国民年金）については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、3事案（全て厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要性が無い方向で決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年2月12日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第194回） 議事要旨

1 日 時 平成26年1月30日（木） 14時00分から15時25分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室等

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、吉田委員、吉井委員

（四国支局） 安原局長

（事務室） 山田室長、藤田事務室次長

4 主な議題

- (1) 意見陳述
- (2) あっせん等案審議
- (3) 申立事案審議
- (4) その他

5 会議の経過

(1) 口頭意見陳述要請のあった1事案（厚生年金事案）について、申立人から意見聴取した後、委員が申立人と質疑応答を行った。

(2) 今回部会で、口頭意見陳述を行った1事案（厚生年金事案）、継続3事案（厚生年金事案1件、国民年金事案2件）、新規3事案（厚生年金事案1件、国民年金事案2件）及び再審議1事案（厚生年金事案）を審議した。

口頭意見陳述事案については、年金記録を訂正する必要がある方向で決定することとなった。

継続3事案のうち、1事案（国民年金事案）については年金記録についてあっせんすることを、2事案（厚生年金事案1件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要があることを、それぞれ決定した。

新規3事案のうち、1事案（国民年金事案）については年金記録の訂正についてあっせんする方向で、2事案（厚生年金事案1件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要がある方向で、それぞれ決定することとなった。また、再審議1事案（厚生年金事案）については、年金記録の訂正についてあっせんする方向で決定することとなった。

(2) 次回は、平成26年2月13日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
後日修正の可能性あり 〕